

2024年 12月 23日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役 尾 原 慶 則 殿

JMITU愛知地方本部
執行委員長 北 村 淳
(押印略)

JMITU愛知支部
執行委員長 平 田 英 友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分会 長 朝 倉 健 次



年末一時金要求書 (3)

「管理部長 尾関鉄雄」氏名による、本年12月18日付「貴組合『年末一時金要求書(2)』につきまして」と題する書面が当労組宛届きました。同書面につきまして下記のとおり申し上げます。

記

1 上記書面の第2段落で尾関氏は「議題は『令和6年冬季賞与について』だけではないとのことですが、そうであれば、貴組合の要求を明確にお知らせください」と記載しておられますが、当労組は、当労組本年11月25日付「年末一時金要求書」の第1項では第1に、本年年末一時金を、第2に2020年以来の夏季及び年末一時金について未解決となっているため誠実な回答と対応を求めています。

第2項では、第1に、賃上げについてもいえることですが「業績不振が続いているため」と説明するのみで使用者として要求に応えるための方策は何も示さないという不誠実な対応を改めるよう求めており、第2に、責任者である尾原社長は、一切対応せず、単なるメッセンジャーに過ぎない尾関氏が、使用者に成り代わったかのような書面を当労組宛発するという「ふざけている」としかいいようのない不誠実な対応を改めるよう求めているのであります。

そして第3に、日給月給正社員と年俸制社員との間に格差が生じた場合には調整が必要である旨求めているのです。

第3項では、使用者として従業員に本来の仕事を与えるよう求めているのであります。尾関氏ではご理解頂けないようですので、団交席上にてさらに詳細にご説明

致します。

- 2 上記書面の第3段落で尾関氏は「年俸中に『賞与』に相当する金額という概念はありません」と記載しておられますが、年俸制導入当時在籍しておらず、経緯も知らない尾関氏の容喙は不要であります。
- 3 上記書面の第4段落で尾関氏は「議題以外の団体交渉の条件につきましても、下記のとおりですので、厳守してください」と記載しておられますが、当労組への介入行為は論外であり、また、そもそも団体交渉は貴社本社での開催で合意頂いているのであり、他の条件についても恰も決定事項であるかのような「厳守」という文言は不適切であります。これまで繰り返し申し上げているように、次回（来年）以降の団体交渉につきましては、当労組提案条件を「厳守」されるよう要求致します。
- 4 貴社代表取締役尾原慶則氏に申し上げます。本年12月25日の団体交渉席上にて、今期の経営状況及び、前期決算書、今期・来期以降の事業計画（案）の書面提出を求めます。これまで貴社は、経営状況を理由に、過去7年（14期）連続の一時金「ゼロ回答」を続けており、口頭での数字の報告はあったものの、経営方針について具体的に明らかにされておられません。また、尾原社長には、従業員の生活を守り、その向上を図るように努める責任があることの自覚を深めてくださいますようお願いを重ねて求めるものであります。

以 上